

役員に対する報酬の支給についての規程

- 1 財団法人日本対がん協会寄附行為第 20 条第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、役員に対する報酬は支給しない。
- 2 寄附行為第 20 条第 1 項ただし書きを適用する場合には、予め理事会の議決を経て、理事長が役員報酬支給規程を定め、これに基づき支給するものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 16 年 3 月 30 日 理事会承認)

役員に対する退職金の支給についての規程

- 1 財団法人日本対がん協会役員に対する退職金を支給しない。
- 2 役員に退職金を支給する場合には、予め理事会の議決を経て、理事長が役員退職金支給規程を定め、これに基づき支給するものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 16 年 3 月 30 日 理事会承認)